

中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」は、令和6年度後期申請分より以下の変更をいたします。

※ 要…評価要領(新旧対照表)、ガ…ガイドライン(新旧対照表)

〈変更点1〉サイン、押印の削除

申込書類一式におけるサイン、押印を不要とします。

要 P.13、ガ P.12

〈変更点2〉申込書類 様式の変更

様式1

- 中部地整管内に複数の事業所・営業所等を有する場合でも、1社につき1認定しか認定できません。
→ 確認のために、1社1認定についてのチェック欄を追加しました

- 令和5年度から認定対象となる建設会社の工事種別を一部の全工事種別から全工事種別に拡充しました。
→ 別紙1「中部地方整備局より認定されている一般競争(指名競争)参加資格・等級」を削除しました

要 P.27

様式2

- 新規と継続では申込書類が異なるため、様式を分けました。
→ 新規 … 様式2-①
継続 … 様式2-②

要 P.29~34

〈変更点3〉新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした緩和措置に対象期間を明記

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に感染症法上の5類感染症に移行されたことを受けて、訓練実施に関する緩和措置の対象期間を令和2年度から令和4年度までとします。

要 P.34、ガ P.47

〈変更点4〉記載例の修正

記載内容が様式ごとに異なるミスが多かったため、様式を統合する記載例に修正しました。

ガ P.17~21

【申請事例】

②重要業務の目標時間の検討表

重要業務名	重要度の順位	現段階で可能な対応時間	今後実施する対策による時間の短縮見込みと根拠	目標時間 (経営判断による)
施工中の現場の被害状況の確認・二次災害防止	2	就業時間内:3時間	就業時間内:2時間	就業時間内:1時間
		夜間・休日:5時間	夜間・休日:2時間	夜間・休日:3時間
		就業時間内:2時間	就業時間内:2時間	就業時間内:1時間

⑤全体手順初期:就業時間外(夜間・休日)

時間	中部支店の対応手順	災害対策本部(本社)の対応手順
3~6時間	関係する行政機関との連絡調整	災害対策本部(本社)との連絡調整
7~11時間	先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討	当方の概況を連絡し、先方の情報入手
12時間	施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止 ・二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手 ・危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報 ・半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続	施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止 ・二次災害に関する情報を収集し、必要に応じて、対処の指示

不整合

統合した記載例に修正

表 3-7 全体手順初期:就業時間外(夜間・休日)の場合

目標時間 (経営判断による)	現段階で可能な対応時間	対応手順	備考
直後	直後	自己及び家族の安全の確認 ・自己及び家族の安全の確認、必要な場合に、救出、初期消火など。	社長
12時間以内	14時間以内	施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止 ・二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手。 ・危険があれば、周辺地域や関係組織に至急通報。 ・半日以降も、以後必要な防止措置が終了するまで対応を継続。	〇〇

対応手順、現段階で可能な対応時間、目標時間を一つの表に